



## 第2条（報酬振込）

1. 甲はお客様から依頼されたページを納品（インターネット上に公開）した月末を締めとし、1条2におけるサポート会員報酬を乙に、翌月20日支払いとする  
なお、振込手数料は乙の負担とする

## 第3条（契約期間・契約変更・契約更新）

1. 契約期間は1年間とし、 年 月 日から 年 月 日までとする
2. 本契約書に変更が生じた場合、甲は「簡単ホームページぺらっと」Web サイト上に、変更した旨、変更箇所を記載する  
乙は変更に不服があり、契約解除を申し出る場合は変更後3か月以内に甲に申し出れば即日契約を解除することができる
3. 契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに1年間更新するものとし、以後同様とする

## 第4条（秘密保持）

乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない

## 第5条（反社会勢力との取引の禁止）

甲及び乙は、反社会勢力の構成員もしくは、これらに準ずる者と取引してはならない

## 第6条（解除）

1. 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる
  - ① 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき
  - ② 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
  - ③ 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
  - ④ 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき
  - ⑤ 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき
  - ⑥ 相手方が本契約の各条項に違反したとき
  - ⑦ 相手方に重大な過失または背信行為があったとき
  - ⑧ その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

## 第7条（契約終了後の処理）

本契約終了後、乙は、甲の指示に基づき、直ちに本業務に関する物品を返還または破棄するものとする

第 8 条（裁判管轄）

本契約に関する一切の争訟は、長野地方裁判所諏訪支部を第一審の専属管轄裁判所とする

第 9 条（協議）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ各 1 通を保管する

年 月 日

甲 住所 〒393-0045 長野県諏訪郡下諏訪町 6146-2

電話 0266-27-6538

株式会社 あさぎ

代表取締役 山田 昌宏 印

乙 住所

電話

氏名

印

フリガナ				
名前				
郵便番号	県	市・郡町村	町	マンション名・番地
電話 1	電話 2		メールアドレス	
Web サイト			ぺらっとサイト	

平成 年 月 日

## サポート会員振込先届兼振込同意書

(会社名) 株式会社 あさぎ 御中

所 属	広告事業部		簡単ホームページぺらっと
氏 名	(印)		
<p>私は、給与の振込支給に同意し、振込先を下記の通り  ( 届け出 ・ 変更し ) ます。  注、該当する方にマルをつけること。</p>			
金 融 機 関 名 称	ゆうちょ 銀 行		
口 座 番 号	記号	番号 (8桁)	
フリカゝナ 口 座 名 義 (本人)			

注. 親族等であっても、本人以外の口座へは振込できません。